**大阪府立青少年海洋センター本館及びヨットハウス指定管理者の選定結果について**

大阪府立青少年海洋センター本館及びヨットハウスについては、現指定期間が令和６年３月31日までであることから、次期指定期間（令和６年度から令和10年度まで）の指定管理者を選定するため、公募を行いました。

この度、令和５年度第２回大阪府立青少年海洋センター指定管理者選定委員会の審査結果を受けて、以下のとおり指定管理候補者を選定しましたので、お知らせします。

今後、令和６年２月議会に提出し、議決を得た上で、指定管理者を指定する予定です。

**１．申請団体数 １団体**

（申請団体名称）ナンブフードサービス㈱、特定非営利活動法人ナック

**２．指定管理候補者 ナンブフードサービス㈱、特定非営利活動法人ナック**

（構成員）ナンブフードサービス株式会社

特定非営利活動法人ナック

**３．審査結果の概要**

(1) 選定理由及び講評

指定管理候補者は、施設の設置目的を十分理解し、運営方針等について一定程度、満足できる提案内容であり、運営に必要な実績を兼ね備えている点を評価した。

施設のさらなる利用促進のため、インターネットを活用したサービス向上、新たなプログラム開発、閑散期の外部に出向いての指導等、事業運営の充実を図るとともに、施設の効用を最大限発揮し、大阪のリアルな生活文化や自然環境へさらに興味が広がる海洋自然体験の場となることを期待する。

また、今後も物価及び人件費の上昇が見込まれることを踏まえ、現在の収支計画どおりの収益が達成できるよう、利用状況の現状分析、対応策、人的資源の活用等に関しても、具体的に検討の上、取り組まれたい。また、運営法人の財政的な基盤の安定化に努められたい。

(2) 点数

**指定管理候補者　79.4点（提案金額　481,900千円）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 得点 | （参考）委員別の点数 | | | | |
| 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 委員Ｅ |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 5点 | 4.4点 | 5点 | 5点 | 5点 | 3点 | 4点 |
| 施設の効用を最大限発揮するための方策 | 21点 | 14.2点 | 15点 | 15点 | 15点 | 10点 | 16点 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 14点 | 6.8点 | 7点 | 7点 | 7点 | 6点 | 7点 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （参考価格　481,905千円） | 50点 | 50点 | 50点 | 50点 | 50点 | 50点 | 50点 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 4点 | 4点 | 4点 | 4点 | 4点 | 4点 |
| 計 | 100点 | **79.4点** | 81点 | 81点 | 81点 | 73点 | 81点 |

※最低制限点数70点

※得点は、評価項目ごとに、各委員の合計点を平均した点数を算出し、それらを合計した点数。

※委員の並びは、５(1)に記載の選定委員会委員の並びと必ずしも一致しません。

**４．公募の経緯**

(1) 募集要項の配布期間 令和５年８月18日（金曜日）から令和５年10月３日（火曜日）まで

(2) 現地施設案内・説明会の日時 令和５年９月６日（水曜日）

(3) 申請書の受付期間 令和５年９月26日（火曜日）から令和５年10月３日（火曜日）まで

**５．選定委員会開催概要**

(1) 選定委員会委員（五十音順・敬称略）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 委員 | 役職 | 選任理由 | 備考 |
| １ | 伊藤　寛 | 伊藤寛法律事務所　弁護士 | 法律分野 |  |
| ２ | 大江　博子 | 大江公認会計士事務所　公認会計士 | 会計分野 |  |
| ３ | 竹内　靖子 | 桃山学院大学社会学部　准教授 | 施設特性に応じた専門分野 | 委員長代理 |
| ４ | 橋本　理 | 関西大学社会学部　教授 | 経営分野 |  |
| ５ | 蓬田　高正 | 天理大学体育学部　准教授 | 施設特性に応じた専門分野 | 委員長 |

(2) 委員選任の考え方

公募に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士及び経営分野に関する有識者から各１名、野外活動プログラム及び自然を活用した観光や地域振興に関する有識者から各１名を選任した。

(3) 審査の経緯

令和５年７月27日（木曜日） 第１回指定管理者選定委員会

・委員長の選出

・募集要項及び審査基準の審議

令和５年10月27日（金曜日） 第２回指定管理者選定委員会

・申請者によるプレゼンテーション

・指定管理候補者の選定